

徳島県告示第五百六十三号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第八十七条第一項の規定に基づき、県営土地改良事業を行うため土地改良事業計画を定めたので、同条第五項の規定により、次のとおり公告し、土地改良事業計画書の写しを縦覧に供する。

令和四年九月九日

徳島県知事

飯

泉

嘉

門

一 地区名

オソノ池地区

二 申請人

美馬市脇町字小星二一〇番地 藤田和男ほか八名

三 縦覧期間

令和四年九月十五日から

令和四年十月十八日まで

四 縦覧場所

美馬市役所